

## 面会に係る規定

### 1. 目的

本規定は、入院患者の療養環境の確保および感染対策の徹底を図るとともに、適切な面会体制を整備することを目的とする。

また、入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、適切に運用するものとする。

### 2. 基本方針

- 1) 患者の安静および治療を最優先とする
- 2) 感染防止対策を徹底する
- 3) 患者および家族の心理的支援にも配慮する

### 3. 面会時間

面会時間は原則として以下のとおりとする。

- ・ 平日：13時～21時
- ・ 土日祝：11時～21時

※病棟の状況により変更する場合がある

### 4. 面会人数・時間制限

- ・ 1回の面会は原則2名まで
- ・ 1回あたり15分以内とする
- ・ 多人数・長時間の面会は制限する場合がある

### 5. 面会受付

- ・ 面会者はナースステーションにて面会簿へ記入する
- ・ 入館証（面会証）を着用する

### 6. 面会をお断りする場合

以下に該当する場合は面会をお断りする

- ・ 発熱、咳、下痢等の症状がある場合
- ・ 感染症の疑いがある場合
- ・ 酒気帯びの状態
- ・ 医師または看護師が不相当と判断した場合

### 7. 感染対策

- ・ 面会前後の手指消毒を徹底する
- ・ 原則としてマスクを着用する
- ・ 感染流行時は面会制限または禁止とする場合がある

## 8. 面会制限対象

以下の場合には原則として面会制限を行う

- ・重症室入室中
- ・手術前後
- ・感染症患者
- ・医師が安静を必要と判断した場合

## 9. 特別な配慮

- ・終末期など特別な状況においては、個別に面会対応を検討する

## 10. 遵守事項

- ・病院職員の指示に従うこと
- ・他の患者の迷惑となる行為を控えること  
(大声、長時間の滞在、無断での写真撮影等)

## 11. 例外的面会の取り扱い

以下の場合においては、患者の状態や必要性を踏まえ、医師または看護師長の判断により、通常的面会制限を緩和することができる。

### (1) 看取り期（終末期）

- ・家族の面会は原則として**制限しない**
- ・人数・時間については**柔軟に対応する**
- ・感染対策（手指消毒・マスク等）は徹底する

※状況に応じて、同時入室人数の調整を行う

### (2) 小児患者

- ・保護者の付き添いおよび面会は**原則許可する**
- ・付き添いは原則として\*\*1名（必要時2名まで）\*\*とする
- ・きょうだいの面会は、感染状況および年齢を考慮し判断する

### (3) 付き添いが必要な患者

以下の患者については、必要に応じて付き添いを認める

- ・認知症やせん妄のある患者
- ・意思疎通が困難な患者
- ・身体的・精神的に介助を要する患者

#### 【付き添い条件】

- ・原則1名とする
- ・長時間滞在となる場合は、病棟と事前調整を行う
- ・感染対策を遵守する

#### **(4) 重症・急変時**

- ・ 医師の判断により、家族の面会を優先的に許可する
- ・ 時間外であっても柔軟に対応する

#### **(5) 遠方からの来院者**

- ・ 特別な事情（遠方・頻回面会困難等）がある場合  
→ 面会時間・回数の調整を行うことがある

#### **(6) その他**

- ・ 医療上または倫理上必要と認められる場合は、個別に対応する

## **12. 附則**

本規定は 2026 年 4 月 1 日より施行する